

平成 3 1 年

第 3 回西原村臨時会会議録

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 3 1 年第 3 回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
3 月 2 5 日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第 3 2 号～第 4 6 号)	

提 出 議 案 等

(平成31年3月25日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|-----------------|
| 議案第32号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第33号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第34号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第35号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第36号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第37号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第38号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第39号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第40号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第41号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第42号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第43号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第45号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第46号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第47号 | 工事請負契約の締結について |

目 次

第1号（3月25日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	3
出席議員氏名	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開会・開議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定について	6
日程第 3 諸般の報告	6
日程第 4 村長提案理由説明 (議案第32号～第43号、第45号～第47号)	6
日程第 5 議案第32号 工事請負変更契約の締結について	8
日程第 6 議案第33号 工事請負変更契約の締結について	9
日程第 7 議案第34号 工事請負変更契約の締結について	9
日程第 8 議案第35号 工事請負変更契約の締結について	9
日程第 9 議案第36号 工事請負変更契約の締結について	9
日程第10 議案第37号 工事請負変更契約の締結について	9
日程第11 議案第38号 工事請負変更契約の締結について	13
日程第12 議案第39号 工事請負変更契約の締結について	14
日程第13 議案第40号 工事請負変更契約の締結について	14
日程第14 議案第41号 工事請負変更契約の締結について	14
日程第15 議案第42号 工事請負変更契約の締結について	17
日程第16 議案第43号 工事請負変更契約の締結について	17
日程第17 議案第45号 工事請負変更契約の締結について	17
日程第18 議案第46号 工事請負変更契約の締結について	17
日程第19 議案第47号 工事請負契約の締結について	29
閉 会	32
署 名	33

第 1 号 (3 月 2 5 日)

平成31年第3回西原村議会臨時会会議録

平成31年3月25日、平成31年第3回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成31年3月25日（月曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（議案第32号～第47号）
- 日程第 5 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第35号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第39号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第13 議案第40号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第41号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第15 議案第42号 工事請負変更契約の締結について

日程第 1 6 議案第 4 3 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 1 7 議案第 4 5 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 1 8 議案第 4 6 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 1 9 議案第 4 7 号 工事請負契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
総務課長	西山春作君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君

○議長（宮田勝則君）皆さん、こんにちは。

本日は全員出席であります。

第3回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成31年第3回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまより本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、中西義信君、5番議員、西口義充君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

平成31年第3回西原村議会臨時会の招集通知に記載のありました議案第44号、工事請負変更契約の締結については、執行部より取り下げの申し出がありましたので、議長より許可していますので、報告いたします。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）本日は午後3時からということで、皆さん方には大変お世話になります。平成31年第3回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

それで、今回の臨時会は、工事請負変更契約の締結について等をお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位にはご多忙とは存じますが、臨時会のお願いをしたところでございます。

また、平成28年熊本地震により被災しておりました下小森地区の小規模住宅地区等改良工事につきまして、工事の入札が終わりましたので、今回工事請負契約の締結を提案させていただくものでございます。

ことしに入り、3回目の臨時会ではありますが、一日も早く熊本地震により被災した宅地等の復旧を完成させ、再び住民の方々の安心した生活を取り戻していただきたいと思いますと思っております。ご理解をいただきたいと思います。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第32号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成30年3月の第1回定例会におきまして変更契約の議決をいただきました田中高遊線道路災害復旧工事につきまして、再度契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第33号から議案第37号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成30年3月の第4回臨時会におきまして契約の議決をいただきました地域防災がけ崩れ対策工事につきまして、このたび契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

議案第38号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成30年11月の第8回臨時会におきまして変更契約の議決をいただきました宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事につきまして、再度契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

議案第39号から議案第41号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成30年3月に入札を行い、第4回臨時会におきまして契約の議決をいただきました宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事及び第7回臨時会におきまして契約の議決をいただきました宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事につきまして、このたび契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明申し上げます。

議案第42号、第43号及び議案第45号、第46号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成30年11月の第8回臨時会及び平成31年1月の第2回臨時会におきまして契約の議決をいただきました小規模住宅地区等改良工事につきまして、このたび契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の

規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

議案第47号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本日、下小森地区小規模住宅地区等改良工事の入札が終わり、このたび契約が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会におきまして、議案15件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議案第32号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2461号、田中高遊線道路災害復旧工事。

2、変更前契約金額5,880万6,000円（税抜き額5,445万円）。変更後契約金額6,086万6,640円（税抜き額5,635万8,000円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、代表取締役、堀田賢司。

今回提案させていただきました議案につきましては、平成30年3月第1回定例会におきまして、工期の変更を議決いただきました村道田中高遊線道路災害復旧工事でございます。今回は、契約金額の変更が必要となりましたので、工事請負契約の変更をお願いするものでございます。

なお、工事の進捗状況につきましては、ほぼ完了しております。

以上でございます。審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

200万円あたり上がっておるようですが、その理由と、いつごろからもう

通行ができるのかをちょっとお伺いします。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまのご質問についてお答えいたします。

変更内容につきましては、災害査定で採択をいただきまして、査定部分の計画は完全に修復したわけですが、若干、既存の側溝あたりが壊れていまして、その部分が再利用できないということで、新たに入れたり、舗装の部分が面積が若干ふえたりとかしておる関係で、一応200万円ほど増額になっております。

それと、道路の開放ということでございますが、一応土曜日ぐらいまでは完全に、ちょっといろんな雑工がありまして、日曜日ぐらいに開放しております。以上でございます。（「日曜日だけじゃわからないです」の声）

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）すみません。3月24日、きのうですが、一応開放しております。

○議長（宮田勝則君）林田君、よございますか。

○8番議員（林田直行君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第33号から日程第10、議案第37号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

（震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）それでは、議案第33号から議案第37号までご説明させていただきます。

議案第33号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項

第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西災関宅第2号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（鳥子工区）。

2、変更前契約金額5,567万3,784円（税抜き額5,154万9,800円）。変更後契約金額8,956万8,502円（税抜き額8,293万3,799円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役、日置一登。

続きまして、議案第34号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西災関宅第5号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（河原工区①）。

2、変更前契約金額1億1,545万1,350円（税抜き額1億689万9,399円）。変更後契約金額1億2,434万2,560円（税抜き額1億1,513万2,001円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡菊陽町津久礼76番地3、会社名、株式会社アスク工業、代表者、代表取締役、上村信敏。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西災関宅第6号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（河原工区②）。

2、変更前契約金額1億36万7,762円（税抜き額9,293万3,113円）。変更後契約金額1億106万1,902円（税抜き額9,357万5,836円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、会社名、村上建設株式会社、代表者、代表取締役、村上裕輝。

議案第36号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西災関宅第7号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（河原工区③）。

2、変更前契約金額9,895万6,305円（税抜き額9,162万6,209円）。変更後契約金額1億4,759万4,960円（税抜き額1億3,666万2,001円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086、会社名、有限会社堀田建設、代表者、代表取締役、堀田賢司。

議案第37号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西災関宅第8号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（河原工区④）。

2、変更前契約金額4,971万4,859円（税抜き額4,603万2,277円）。変更後契約金額7,835万6,418円（税抜き額7,255万2,240円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役、藤川俊光。

今回、提案させていただきました議案第33号から第37号の主な変更についてご説明いたします。

議案第33号、西災関宅第2号でございますけれども、この工区につきましては鳥子工区でございます、主にコンクリートブロックの106㎡の増と吹きつけのり枠工の270mの増となっております。金額の増は3,389万4,718円でございます。

議案第34号、西災関宅第5号でございます河原工区①でございます。こちらにつきましては、地山補強土工で95㎡の増となって、889万1,210円の増でございます。

議案第35号、西災関宅第6号、河原工区②でございますけれども、こちらにつきましても地山補強の土工が78㎡増えております。69万4,140円でございます。

議案第36号、西災関宅第7号、河原工区③でございます。こちらにつきましては、コンクリートブロック積みの258㎡の増と、地下埋設物、水道管、放送施設等の撤去、復旧あたりで4,863万8,655円の増でございます。

議案第37号、西災関宅第8号、河原工区④でございます。こちらにつきましても、コンクリートブロック積み118㎡の増、仮設敷鉄板、大型土のう、足場などの仮設一式の増でございます。こちらにつきましては、2,864万

1,559円の増でございます。

以上5件、一括説明させていただきました。議員各位におかれましては、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

なお、質疑をされる際には、議案番号を発言の上、質疑をお願いします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第33号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

議案第34号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

次に、議案第35号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

次に、議案第36号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

次に、議案第37号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第38号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

（震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）それでは、議案第38号についてご説明させていただきます。

議案第38号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第1号、大切畑地区宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事。

2、変更前契約金額2億3,891万9,760円（税抜き額2億2,122万2,000円）。変更後契約金額2億6,986万2,840円（税抜き額2億4,987万3,000円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市赤星2114番地1、会社名、株式会社八方建設、代表者、代表取締役、前川浩志。

議案第38号の主な変更点を申し上げます。

今回、大切畑地区におきます耐震化推進滑動崩落の対策工事でございますけれども、こちらにつきましては、スラリー攪拌工セメント配合量及び水使用量の運搬費などがかかりまして、セメント配合量の約1.8倍ほどかかって、基礎部分の土壌の改良に要した経費がかかってございます。それに伴いまし

て、使用水の運搬が白川より運ばれてきた関係で、そちらの交通誘導員あたりの延べ96人の増がなされております。合計金額で3,094万3,080円の増額変更でございます。

議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第39号から日程第14、議案第41号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

（震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）それでは、議案第39号から議案第41号まで説明させていただきます。

議案第39号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西滑動第12号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出①）。

2、変更前契約金額1,954万8,649円（税抜き額1,810万601円）。変更後契約金額5,321万2,680円（税抜き額4,927万1,001円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡菊陽町津久礼76番地3、会社名、株式会社アスク工業、代表者、代表取締役、上村信敏。

議案第40号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西滑動第15号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（滝①-1）。

2、変更前契約金額7,301万6,340円（税抜き額6,760万7,723円）。変更後契約金額9,661万5,720円（税抜き額8,945万9,001円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役、藤川俊光。

議案第41号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西滑動第19号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（大峯・奈良山①・中野尾）。

2、変更前契約金額7,628万400円（税抜き額7,063万円）。変更後契約金額8,488万6,920円（税抜き額7,859万9,000円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役、藤川俊光。

以上3件、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事の変更契約をさせていただきます。第39号から変更を説明させていただきます。

議案第39号、西滑動第12号でございますけれども、門出①、こちらにつきましては、もたれ式擁壁234㎡の追加工事とコンクリートブロック積み76㎡が追加されております。金額は3,366万4,031円でございます。

議案第40号、西滑動第15号、滝①-1でございます。こちらにつきましては、コンクリートブロック積み83㎡の増、網状鉄筋挿入工26mが変更になっております。こちらにつきましては、2,359万9,380円の増でございます。

議案第41号、西滑動第19号、大峯・奈良山①・中野尾でございます。こちらにつきましては、放送受信施設、住屋あたりの撤去及び仮設排水管の直径30cmのコルゲート管の追加でございます。こちらが30本ということになっております。あと、排水管撤去・設置で60mを行っております。こちらの増額金額が860万6,520円でございます。

以上が、今回、宅地耐震化推進（拡充）に係ります変更分の議案提出でございます。議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑される際には、議案番号を発言の上、質疑をお願いします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、まず議案第39号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

次に、議案第40号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

次に、議案第41号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第41号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 3時45分）

（午後 4時54分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15、議案第42号から日程第18、議案第46号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○震災復興推進課長(高本孝嗣君) それでは、議案第42号から順を追って説明させていただきます。

議案第42号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第1号、大切畑地区小規模住宅地区等改良工事(大切畑05)。

2、変更前契約金額4,935万2,275円(税抜き額4,569万6,551円)。変更後契約金額9,284万9,195円(税抜き額8,597万1,477円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市赤星2114番地1、会社名、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体、代表者、前川浩志。

議案第42号の大切畑地区につきましては、ご存じのように集落の大切畑地区で工事を行うものでございます。今回は、道路関係を含む集落再生小規模関係、または住宅等の中にあります防火水槽等の設置を今回変更させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第43号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第2号、古閑地区小規模住宅地区等改良工事(古閑01)。

2、変更前契約金額3億69万6,134円(税抜き額2億7,842万2,347円)。変更後契約金額3億9,034万5,984円(税抜き額3億6,143万1,468円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇市役犬原98-3、会社名、杉本・草村特定建設工事共同企業体、代表者、杉本素一。

ここにつきましては、古閑地区の集落再生でございます。主にここにつきましても、改良道路、また防火水槽あたりの設置もしております。よろしく

お願いいたします。

続きまして、議案第45号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第4号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当04）。

2、変更前契約金額4,168万50円（税抜き額3,859万2,639円）。変更後契約金額8,166万2,975円（税抜き額7,561万3,866円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川・山口特定建設工事共同企業体、代表者、藤川俊光。

議案第45号につきましては、風当地区の東側の位置に当たります。今回は、道路改良が主に変更になっております。それと、もう一つは、住宅地の改良もこの中に含まれておまして、公園、緑地あたりもこの中に含まれております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第46号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第7号、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）。

2、変更前契約金額1億4,649万4,337円（税抜き額1億3,564万2,905円）。変更後契約金額1億8,626万4,163円（税抜き額1億7,246万6,818円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市野間口1097、会社名、緒方・長田特定建設工事共同企業体、代表者、緒方公一。

ここにつきましては、布田の下布田地区でございます。これにつきましても、住宅改良等も含まれております。防火水槽、住宅改良、道路関係などが含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑される際には、議案番号を発言の上、質疑をお願いします。質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）西口です。ちょっとお尋ねします。

小規模住宅改良事業の中で防火水槽と言われておりますけれども、消火栓工事は入っていないんですか。これは、その住民の意向ですか、防火水槽だけの説明でしたけれども。内容的にはどうなっているんですか、そこら辺は。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）今回の各集落におきましては、当然ながら本来ならば消火栓だったりするんですけども、今回、ご存じのように、熊本地震により、やはり水が深刻な問題になったということで、今回、集落再生あたりにはできるだけ、消火栓じゃなくて防火水槽の設置をという希望がございまして、できるだけこちらのほうも事業として応えさせていただくならということで、防火水槽のほうの設置を試みているところでございます。

当然ながら経費については消火栓から比べると若干高くはなりますけれども、結局、災害等に備えたときには防火水槽あたりが一番役に立つんだろうというふうには考えておりますし、今回の事業にもそれがマッチしたところでおりますので、その辺を採用させていただくならというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）皆さん高齢化になって、若い人がほとんど集落再生しても残る方が少ないんじゃないかと思って、防火水槽で、本当に災害が来たときは防火水槽は非常に大事なものです。しかしながら、年齢とともに積載車を動かせる方が何人おるかというのがちょっと心配で、消火栓だったら、もしも災害があったときに、火事があったときには、年齢の方においても対応できる部分があるんじゃないかと思っております。

今でも、各集落でも結構防火水槽がやられておりますけれども、高齢化になって、やはりもう集落でも消火栓をつけていただくかというようなお話が結構ありますので、そこら辺をまあ1回住民の方に聞いていただいて、本当に防火用水でいいのか、それとも消火栓をどこかにかつけていただくのか、そこら辺も伺っていないと、後で自分の考えと違っておったというような方がおられるかもしれませんので、もう一度確認をお願いしたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ご存じのように、集落再生につきましては、各集落ごとに幾度となく住民の方々との話し合いの結果、消火栓だったり防火水槽だったり、そういった話、または集会所の話だったり、そういったようなことも全部含めたところで、かなり住民の方々の意向を踏まえたところで、今回防火水槽という形をとらせていただいております。

当然ながら、災害に応じて、そこで防火水槽が足りない部分につきましては消火栓を設置したり、やっぱり設置できないところは消火栓を設置したり

するような形をとらせていただきますけれども、一応地元の要望があったからこそ、こういった消火栓じゃなく、防火水槽という形になったということ踏まえさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）西口君、よございますか。

5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）防火水槽は本当にためになりますけれども、今回の地震のうちも全部やられました。ほかの集落もほとんどやられているんじゃないかと思います。震災のときに水というのは本当にありがたいものですが、やはりこれだけ大規模な国の工事で、今後、防火用水が必要なのはわかりますけれども、各集落に住宅がある程度寄った部分に対しては、結構年配の方がおられますので、すぐ女性の方でも消火栓は使えますので、年1回は防災訓練等もやりますし、皆さん使えると思います。

しかし、防火用水から機械を使ってポンプを動かしてするというようなことは、女性の方でもできませんけれども、年配の方でも消防団をやめて長くあけておきますと、やはり機械をやたら扱って、不具合になったらいかんというようなことで、なかなか触れない、消防団も触ってくるんだというようなところもありますと、やはりもう一度考えていただけるならと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ご指摘ありがとうございます。

我々復興課といたしましては、先ほども申し上げましたように住民の意向を踏まえたところで防火水槽ということでございます。

防災の関連からしますと、やはり消火栓のほうがいいんじゃないかというお話は当然ながらありますけれども、消防の方々に伺いますと、やっぱり各集落に消防のOBだったり、いろんな方、経験された方がいらっしゃるということで伺っております。

今回は、特に6集落ですと、やはり既存の集落、要は昔からおられた方々のところの集落でOBの方々も結構いらっしゃるところの集落でございまして、今回はそちらのほうでいかせていただくならと。新しい住宅のほうでしたら、やはり消防に精通した人が少ないかもしれませんけれども、今回被災されている方々は、もう案外と消防に精通された方々が多うございますので、そちらの要望といたしまして、消火栓ではなく防火水槽という声が上がったということ認識していただければというふうに思っておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）今、OBの方がおられますのでということで何度も言われましたけれども、OBの方が果たして何人機械を動かせるのか。現役だったら、ほとんど動かさせますけれども、OBの方が、私も団長をやってお

りましたけれども、今動かせと言ったら自信はないですね。私も機械班の班長しておりましたので、もう30代は。その後、動かすというようなことは全然しておりませんので、団長やっておりますも、機械を自分で動かして放水するなんてやってもおりませんので、そこら辺はちょっと疑問に思います。

高本団長も今後団長になりますけれども、そこら辺は自分で機械を動かせるようにやっていただけるならばと思います。それだけ自分で自信持って、消火栓よりも防火用水が要るといようなお言葉ですので、よろしくお願ひします。皆さんがそういう気持ちがあれば、消火栓をつけなくてもいいんですけれども、要望がなければ、要望があつたらこう対応していただけるようなふうに持っていつてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。村長、お願ひします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）西口議員が言われるのはごもっともなことで、十二分に理解するところでございます。特に初期消火は消火栓あたりが有効であると、それを年配の方々はまだ誰でもできるということでもありますけれども、何年か前、古閑に火事がありました。前の坂梨議長の下のほうで、消火栓の水では到底足りない。もちろんホースが1本しか使われませんので、だから、下の川からポンプをつないで上がったといようなこともございました。

だから、防火水槽だったらポンプ2つ入れてもしばらくはできるということで、その対応が遅ければ遅いほど延焼が、古閑でも大切畑も同じですけれども、段々なって、下が火事になれば上のほうも危ないといようなこともありますので。もちろん私は、消火栓がだめじゃない、消火栓も必要だと思います、おっしゃるとおり。だけど、防火水槽もこれまた必要じゃなかろうかなと。特に水利から遠いところは、防火水槽から出したほうが良いといことでありますので。

だけど、西口議員が言われたのも、もちろんもつともな話で、私も初期消火は特に消火栓が、消防団が駆けつける前には地元でもできますので、そういったことも必要であるといふふうに思いますので、また地元でそういった話も一回おろして話をして、何の特に要らんと言われればなんですけれども、消火栓も幾つかつくってくれんかと言われたときには、またそこらあたりは検討していくならなといふふうに思います。

消火栓のほうが一番、手が、簡単にできます、差し込むばかりですよね。確かにできますので、そこら辺も踏まえて、そしてまた防火水槽は防火水槽で私要ると思います。古閑にしろ大切畑にしろ、下の川から引っ張ってくるにはポンプ1台じゃ無理と。やっぱりポンプをつないで水を上げると上まで届かないといふこともありますので、そこら辺も必要じゃなかろうかなと思います。

ほかのところにも防火水槽はつくるといような話でございすけれども、

これも補助対象になるということで、95%ぐらい出ますので、我が家で、村で単費ですれば300万円ほどかかる——300万円ぐらいで出来るかな、そのぐらい防火水槽はかかると思いますので、だったらば、この際、防火水槽を造っておけば、国の予算で出来はしないかということで、地元もそちらのほうから要望があったということでもありますので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。

ただ、消火栓、おっしゃったように、そちらのほうもあと一回地元聞いて、消火栓を造ってくれと言われれば、これは住宅を守るため、集落を守るためでありますので、そういったところにするのも一つの方法じゃなかろうかなと思いますので、そういったご理解いただいて、また担当のほうも、課長はもうおりませんけれども、次の課長にまたそういったことを言いながら進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）村長のありがたいお言葉でちょっと安心しました。

やはり防火用水は必要です。さすがに、私も火事に何回も遭いまして、防火用水がこんなためになるのかというのは何度も見ておりますので、補助の受ける部分はできるだけ造っていただきたい。そのほかに、先ほど村長も地元へ伺いを立てるといようなことでございますので、少し安心いたしました。なるべく住民の思いに添えるように頑張ってくださいますようお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

議案第46号ですね。布田地区は、1月15日に発注いたしまして、まだ今2カ月たって、建設現場事務所を今つくっている段階です。そして、まだ工事も何も始めておらんのに4,000万円の追加発注と。これは、防火水槽2基と道路の追加ということですが、ちょっと最初の積算、見積もりが甘いのではないかというふうに感じました。道路をまた追加で発注したということですので、これは道路、どっちを先にするんですか。擁壁を先にしながら道路も一緒にということですかね。その辺のところをちょっと。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）道路につきましては、仮設道路という形をとりながら、やっぱり通られる部分はできるだけ通るんですけども、最初から道路を完了させるわけではなく、やはりある程度の道路の地高だったり、そういったやつは造りながら、擁壁はその後でないとできません。

そしてまた、道路の舗装なんかは、ある程度、擁壁あたりができないと今度は舗装ができないということもございますので、順番はそれぞれ、ここは共同企業体でございますけれども、その辺は話し合いながら、やはり道路だ

ったり擁壁だったりというのは、順番はその場所によっても変わってくるかと思えます。特に家を先に建てたい、建てられるような方々、また建てたいような要望の方々を優先ということで、各集落にはお願いしてあるところがございますので、その辺を含んだところで一応擁壁をできるだけ早くするならと。

だけども、道路を先にしてしまったら擁壁がつけないというところもございますし、逆に言うなら道路をつくっている途中で擁壁が今度は工事のために通行ができないということになったりしますので、その辺は一業者でございます、それぞれの同一業者でございますので、順番はどちら、こちらというのは先によって変わるかとは思えます。その箇所によって若干の順番は変わってくるかと思えます。話し合いの結果、要望的には早く家を建てたいという、または擁壁が早くつきやすいようなところから順番を追って、できるだけ住民の方々の優先的な順位というのは、それぞれの地域の話し合いによって決められていくというふうに理解しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）その件については分かりました。

防火水槽ですね。防火水槽は北向きのほうですか、場所は。下と上の布田には、もう最高の大型の防火水槽がありますので、こちらのほうはもう安心であります。堤ですけどね。堤が満水するようになれば、もう心強い防火水槽ですけども、恐らくこれは北向きのほうの防火水槽ではないかと思えますけれども、新しく造るというのは。だから、さっき西口議員も言いましたけれども、初期消火は消火栓が一番早い。でも、ある程度もう打ち上がったような状態になれば、どうしてもやっぱポンプで消火せんとなかなか厳しいんじゃないかと思えます。以上です。

○議長（宮田勝則君）今のは、防火水槽の設置位置の確認ですか。

○6番議員（上野正博君）お願いします、場所。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩いたします。

（午後 5時20分）

（午後 5時21分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）集落再生ということでございますので、既存の防火水槽のところがございますので、下布田のところ2カ所ということでございます。よろしくお願いたします。特に、布田の県道のすぐ下側になります田屋さんの所と、奥のほうの永田さんの所かなというふうに思っています、今既存のあるやつがですね、そちらの近くになるということでございま

す。よろしくお願いいいたします。

○議長（宮田勝則君）続きまして、村長。

○村長（日置和彦君）今回、契約の変更ということで、変更額も大きな額になっております。全ての案件、ご理解をいただいているようでありますけれども、下布田には当初お金がございませんでした。だから、よその大切畑とか古閑とか風当とか、そんなところの工事高を落として、そして布田のほうを発注したと。そうでないと、布田ばかりいつまでも発注しないわけにはいきませんので、そういった形で布田も発注できた。

そして、この前、発注したけれども、工事高がこんなに上がってきておるということでありますけれども、それぞれ集落の中にそれぞれの宅地がございしますので、そこの図面が上がってきた段階で、これもまたあと1回ぐらい変更が出てくるかと思っておりますけれども、今回はこの議会に招いた部分だけを追加で発注、増額したということです。意味は分かりますか。

そういうことでありますので、当初の見積もりが甘かったんじゃないかと、この設計と積算ができた分だけ今回発注させて、追加させていただいたということであります。それぞれ設計関係も、大手の事業になしていただいておりますけれども、その図面が上がったら積算というのはこっちですわけです、役場の中で。しますので、その上がった分だけ今回させていただいたということでございますので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君、よございますか、今ので。

6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）今の村長の説明で納得いたしました。私たちの布田区も一緒にスタートが切れたということで、大変ありがたく思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございせんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

第45号なんです、これ、先ほど何か緑地帯と言われたから、公園、風当の場合は、今回、公園と公民館の用地を確保して造るようになっているんですね。その部分がこれ入っているのか。それと中の村道の部分、先ほど道路と言われたので、中の村道の部分がこれに入っているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）公民館用地、緑地というふうな形で、ちょうど今回は、この工区が3号と4号というふうにあるわけですがけれども、その境目に風当地区の公民館用地、住宅用地をうちのほうで購入させていただくならというところで、その前を通ります道路、そこは村道でございます。

そちらのほうの改良も今回含まれておるということでございます。

工事につきましては、やはりどうしてもあそこ、風当の東側になります04工区かな、ここにつきましては中道路が1本しかございませんので、この辺につきましては、今度は隣接します企業体と話し合いながら工事が進められていきますので、この辺の若干は、工区としてはお互いで進んだり遅れたというふうになるかと思えますけれども、その辺は企業としてお互いが話し合いをされながら進めていくような指導もしながらしております。

今回の予算につきましては、そのような状況でございますので、道路自体は村道が真ん中を3工区、4工区一緒に取るおりますので、その辺も一緒になって工事を進めさせていただくならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）先ほど公民館と公園ということを行いましたけれども、あそこは用地はまだ契約されていないんじゃないかなと思うんですが、その部分のところでこれが入っておるわけですか。まだ契約していないのに、これ今度。話はまだされていないですよ。その部分についてはいつぐらいまでにできますか。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）用地につきましては、ここの緑地帯だけではございませんけれども、やっぱり村道の幾分かの確保だったり、そのような用地についても、あわせて今行っているところでございます。

特に、現地測量関係を踏まえたところで、分筆するところは分筆させて、こういった用地については、ある程度一筆買い、全筆買いと言いますけれども、そういったやつを進めながら一緒にやっているということで、契約については内諾をいただいているところでございまして、契約そのものはまだ行っておりません。一応今後、平成31年度の事業に基づいて、ここもあわせて、道路の拡幅部分の分筆あたりもあわせて一緒に進めていくならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）早目に契約をしてもらったほうがいいのかな。工事に、今、藤川建設さんですかね、当たっておられますけれども、契約されていないものですからなかなか入れないということをおられます。相手方、土地を持っておられる方についても早目に契約しないと、向こうも何か中途半端に今なっているんですね。そこらあたりを早目に契約できるようにしてください。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ご指摘のように、早目にやっていきたいと。今とにかく現地測量を行いながら分筆のほうを先に図面を描かせております

ので、終わり次第、早急に契約もあわせてやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

今、議案の42から46ですか。これは小規模ですが、大体進捗率ですね。これ、関連ではございますが、今回、14の契約変更ですか、請負の変更契約がありまして、1件は完了ということで、13件がずっと継続になっておりますが、初めの5つ、地がけのほう、それに滑動崩落の大規模・拡充、そして今回、今ちょっと議案しておりますが、それについて、大体どんくらの進捗で進んでいるのかなというのが、ただ契約変更、変更といいますところで、どこまで皆、地がけあたりでもいっているのかというのがちょっと。

先ほどじゃありませんが、第32号の議案でもありましたが、もう事故繰越で工期あたりいろいろありますので、その進捗をちょっと。工事一つ一つはちょっと無理かと思いますが、大まかにわかるならばご報告いただきたいと思いますが。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）議案第33号から第37号につきましては、事故繰りということで、平成28年度事業でございまして、今年度中には終わるということで、今回変更契約をさせていただいた分でございます。

工期は26日までということになっておりますけれども、一応ここにつきましては、本年度中に終わってしまうと。残りにつきましては、現在進めておりますけれども、第42号から第46号につきましては、ご存じのように、集落再生の主な、小規模住宅等の改良でございまして、まだ始めておるばかりで、ほとんどの進捗の状況の中では形が見えているような状況ではございません。今掘削を始めて、道路がどのようになっていくかということで、金額的には払ってはおりますけれども、目に見えた進捗は、ここの部分は正直な話分かりません。まだ10%もいっていないんじゃないかなというふうに思っております。

これにつきましては、平成31年で一応完了を目指しているところでございますので、本日の議案の提出ということで変更させていただいております。

残りの中の第38号から第41号につきましては、繰越明許、今回また事故繰りという形で耐震化のそれぞれやっておるわけですが、これにつきましては、徐々に終わり次第、金額を支払っているところでございまして、こちらにつきましては、大がかりな変更の部分だけここに掲載させておりました、残りについては、ある程度支払いの関係も終わりつつあるわけでございます、ここについては70%、80%自体が大体終わっているかなというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、第42号から第46号につきましての各集落につきましても、この宅地耐震化の拡充あたりが入っております。これについては、先ほども申し上げましたように小規模住宅あたりと余り変わっておりませんので、20%ほどぐらいしか進捗はしていないんじゃないかなというふうに思っております。各事業によって進捗の状態はまちまちでございますので、各集落の部分だけが遅れているというような解釈——遅れているというか、始めて間もないということをご理解していただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君） 8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）今の説明で、33から37は事故繰りというところの説明でして、26日まではというところでしたが、完了ができるのかなというところでちょっとご質問します。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午後 5時34分）

（午後 5時35分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（日置和彦君）私のほうからお答えさせていただきます。

この上のほうの地がけ関係5件、ほぼ終わりということで、工事費が確定したから今回提案させていただいておるということでございます。

後のほうは、昨年の秋ごろから発注しておりますので、まだまだ工事にかかるということでございます。特に、小規模は平成31年度までに終わらなくてはならないと。補正予算でありますので、補正予算債がありますので、これ絶対終わらないかんということで、それが終わらんと補正予算債が使われませんので、これは絶対終わってくれということで今進めております。

そして、今、工事がどこまで終わっているかと言われましたけれども、発注したところで発注率としてお答えするならば、急傾斜対策関係はこれは地がけ関係ですね、84%が発注済み。宅地耐震化、大規模盛り土造成、滑動崩落ですね、これが約60%が発注が終わっておると。それと、この小規模住宅等改良事業、これが遅れております、45%、発注が。これも急いでやらないかんところがいっぱいございますけれども。それと都市防災推進事業ですね、これ都市防が100%終わっております。後は、宅地復旧の基金事業ですね、これが約70%終わっておると、発注が終わっておるということで、工事自体はまだ少しかかりますけれども、発注は終わっておるので、もう工事業者が決定しておるということでございます。

まだまだ業者の方も、これもとって、これもとってということで、多くとっていただいております。やはりとらないと復旧が遅れるということで、少

し無理してもとっていただいております。西原村の業者の方々は、今もう満杯状態でとられているかなと思っておりますので、前日も大津町の業者さんで入札をしていただいて、きょうは、後で議案出てきますけれども、菊陽町の業者さんでメンバー組んで指名して落札をしていただいております。

そのようなことで、今後も発注しなくちゃなりませんけれども、少しだけはまだベンチャーで組まれるところがあるならばなど。3億円ば、7,000万円、8,000万円すると5本ばかり、5社ばかりやっちはいけませんので、なかなか職員が手が回りませんので、そういったところで職員も今本当に四苦八苦しております。たまたまお金は少しよこれいただきましたので。そして、またことしの1月末か2月だったかな、また25億円分のお金もいただきましたので、そういったところも消化しなくてはなりませんので、大変ではありますがけれども、私は金取ってくるばかりですけれども、金取ってきたなら仕事せやんということで職員も今四苦八苦やっております。

ということで、少し手違いがあるところも出てくるかと思っておりますけれども、今後そのようなこともないようにまた進めていかなくちゃならないというふうに思っております。そういったことでありまして、予算事業も大体127億円から128億円ぐらいの事業費にならしないかなということで、今発注率も全体的に全部見るなら60%ぐらいの発注率です。

そういったところで今進めているところがございますので、また今後いろんな形で議員さん方にもご迷惑かけることがあるかと思っております。地域の方々が、それぞれの集落はそれぞれ集落の議員さんに、おい、もうちょっと早うせんとか言われるところもあるかと思っておりますけれども、そこら辺はうまく対応していただければなど。村全体として進めておりますので、集落はかたづめじゃなくして全体的に、先ほど布田地区の下布田地区のことを言いましたけれども、全体的に進めなければなりませんので、なかなか進まないところもございますけれども、そこら辺はご理解いただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）今、村長の説明であらかた分かりました。早目の復興のために努力されているのは分かりますが、完了は期日までに終わるよう、懸命の努力をお願いしたいということで、終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第42号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

次に、議案第43号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

次に、議案第45号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

次に、議案第46号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第46号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第19、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○震災復興推進課長(高本孝嗣君) 議案第47号について説明させていただきます。

議案第47号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、西小規模第8号、小規模住宅地区等改良工事（下小森）。
- 2、契約金額1億33万2,000円（税抜き額9,290万円）。
- 3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡菊陽町津久礼792番地21、会社名、株式会社東築建設、代表者、代表取締役、甲斐浩二。

議案第47号を説明させていただきます。

この下小森地区につきまして、小規模住宅地区等改良工事でございますけれども、今回、文化財あたりが下小森である程度めどがつきまして、小規模の住宅改良の発注が可能となりまして、本日入札を行っておりまして、今回議会に付すべき工事案件となっております。

主な工事といたしましては、村道、下小森の真ん中を通っています役場から元公民館跡地の村道沿いの擁壁を建設というか、擁壁がつくということでございます。もう一つは、集落内で下小森公民館跡地の北側に住宅地を計画しておりまして、そちらのほうの造成も含まれております。

今回、菊陽町の業者にとりまして、1億円、5,000万円を超えましたので、今回の議案の提案ということで、ご審議方よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）ようやく小森地区の方も少しは安心されるんじゃないかなと思っておりますけれども、内容的なことが分かりませんので、ちょっとお聞きします。

住宅地の横に今度、公民館と公園等を整備されますけれども、その用地の整備費はこれに入っているんですか。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）元公民館用地の北側に位置しているわけですが、こちらの用地のほうも入っております。今までずっとおくらしていたのは、文化財が出ました関係で、今回このような形で、ここの集落というか、ここの下小森だけがちょっと遅れましたけれども、めどがつきましたので、今回の入札ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 5時48分）

(午後 5時48分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

震災復興推進課長。

○震災復興推進課長(高本孝嗣君) 用地造成費でございます。用地費ではございません、用地造成費でございます。よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) よございますか。

5番、西口君。

○5番議員(西口義充君) 小森の方も、整備と一緒に公民館も早く建てていただきたいというような。あそこも老人会が130、結構年配の方がおられて、早く公民館の整備ができて、早く作っていただけるならというような思いを皆さん持っておられますので、なるべく早くできればなというふうに思っておりますので、執行のほうで、できればそこら辺も地元の方とお話をされて進めていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長(宮田勝則君) 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長(高本孝嗣君) 今回とりました東築さんとまだお話しはしておりませんが、できるだけ集落の意向に沿ったところで早い順番、先ほども言いましたけれども、他の集落も一緒なんですけれども、やはり集落の優先順位というのを、それぞれの小規模集落から要望を上げていただいておりますところから大体順を追ってしていただくということで、今回、西口議員が言われましたように、やはり楽しみにされておるならば、できるだけ早く取りかかりができるような状態、または建設ができるような状態をつくらせていただくならというふうに、こちらのほうからも業者のほうには申し添えておきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって平成31年第3回西原村議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時51分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

4 番議員 中 西 義 信

5 番議員 西 口 義 充